

# 東京都飲食店等における感染防止対策認証制度に関する実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）では、これまで事業者向けに東京都感染拡大防止ガイドライン等を策定するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策（以下「感染防止対策」という。）に取り組んでいる店舗等での感染防止徹底宣言ステッカーの掲示や、飲食店等における感染防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役としてコロナ対策リーダーの登録等を推進してきた。この要綱は、こうした感染防止対策を更に推進していくため、飲食店等に対する感染拡大防止ガイドラインの取組を発展させ、都内飲食店等に対する徹底的な点検による認証制度の整備、サポート等を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。）のうち、コロナ対策リーダーに登録しているもの（以下「対象事業者」という。）が営む都内の事業用施設で専ら集客を目的とする施設（以下「対象施設」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、知事が特に必要と認めるものは、対象施設とする。

### (認証基準)

第3条 都は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 都は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

## 第2章 認証等

### (点検の実施等)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、都又は都の指示を受けた者は、対象施設を訪問し感染防止対策について認証基準に基づき点検を実施するものとする。

### (認証等)

第5条 都は、前条の規定による点検の結果が認証基準に適合していると認めたときは、点

検を受けた対象施設を認証するものとする。ただし、対象事業者が都が求める感染防止対策を実施していない場合は、認証しないことができる。

- 2 都は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、感染防止徹底点検済証（以下「点検済証」という。）を交付するものとする。
- 3 都は、認証事業者を公表することができる。

（点検済証の掲示）

第6条 認証事業者は、当該認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において、点検済証を当該認証施設の店頭に掲示しなければならない。

（有効期間）

第7条 第5条第1項の規定による認証の有効期間は、当該認証を行った日から1年間とする。

（変更の報告）

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、当該認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、都が別に定める手続により、都に報告しなければならない。

（認証施設に対する点検）

第9条 都は、必要があると認めるときは、認証施設に対し当該認証に係る感染防止対策の実施状況の点検を実施することができる。

（認証事業者の責務）

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) コロナ対策リーダーの登録時に宣誓した内容を遵守すること。
- (2) 認証基準を遵守すること。
- (3) 点検済証の適正な利用及び管理を行うこと。
- (4) 都が行う認証施設に係る点検に協力すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項、第31条の6第2項及び第45条第2項に基づき要請を遵守すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、都が求める感染防止対策を実施すること。

（認証の辞退）

第11条 認証事業者は、当該認証施設が認証基準に適合しなくなったときは、都が別に定める手続により、都に当該認証の辞退を申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出を行った対象事業者は、遅滞なく、点検済証の利用をやめ、及び

これを廃棄しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 都は、認証事業者が第10条に定める責務を遵守しなかったときは、当該認証事業者に対して改善を指導し、又は当該認証を取り消すことができるものとする。

2 都は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、点検済証の利用をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

4 都は、第1項の規定により認証を取り消した認証事業者を公表することができる。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第13条 認証事業者は、認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、遅滞なく、都に報告しなければならない。

2 都は、患者発生時において、必要があると認めるときは、当該認証施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合において、当該認証事業者は、点検済証の利用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第14条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと（以下「感染防止対策の不遵守」という。）であることが明らかとなったときは、都は、直ちに当該認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者（以下「取消対象事業者」という。）は、遅滞なく、点検済証を廃棄しなければならない。

3 取消対象事業者は、当該取消の日から6月を経過する日までは、第4条第1項の規定による申請を行うことができない。

4 都は、取消対象事業者を公表することができる。

(認証の効力の回復)

第15条 第13条の規定により認証の効力の一時停止をした場合において、その原因が感染防止対策の不遵守でないことが明らかとなったときは、認証事業者は、保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づき、当該認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断できたときから、点検済証の利用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により点検済証の利用を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を都に報告しなければならない。

## 第4章 対象事業者に対するサポート

(都のサポート)

第16条 都は、対象事業者に対して、感染防止対策に関する情報提供その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要となるサポートを行うものとする。

## 第5章 雑則

(免責)

第17条 都は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を一時停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(区市町村認証制度との連携)

第18条 特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が別表の認証制度に基づいた対象施設の認証（以下「区市町村認証」という。）を行い、その旨を都に通知した場合は、都は当該対象施設について認証（以下「区市町村認証に基づく認証」という。）を行うものとする。

- 2 区市町村認証に基づく認証は、当該区市町村の別表の認証制度が認証基準を満たしており、かつ、第4条の規定に準ずるものである場合に限り行うものとする。
- 3 区市町村が区市町村認証を取り消し、その旨を都に通知した場合は、都は、当該対象施設に関する区市町村認証に基づく認証を取り消すものとする。
- 4 区市町村認証に基づく認証については、第5条第2項及び第3項並びに第6条から前条までの規定を準用する。

(制度の終了等)

第19条 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

- 2 前項の規定により認証制度の終了その他の見直しを行う場合、認証の効力については別に定めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年6月21日付3総防管第1190号）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に都が策定した認証基準並びに都が実施した点検、認証及び点検済証の交付並びに対象事業者が行った当該点検済証の掲示は、第3条から第6条までの規定に基づく認証基準、点検の実施、認証、交付及び掲示とみなす。

附 則（令和3年8月25日付3総防管第1843号）  
この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日付3総防管第2345号）  
この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第18条関係）

区市町村	認証制度
千代田区	千代田区新しい日常店